

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-239036
(P2004-239036A)

(43) 公開日 平成16年8月26日(2004.8.26)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード(参考)
E O 4 H 17/14	E O 4 H 17/14 1 O 2 A	2 E 1 4 2
E O 4 B 2/02	E O 4 B 2/02 K	
E O 4 B 2/20	E O 4 B 2/20	
	E O 4 C 1/04 P	
	E O 4 C 1/08 A	
審査請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 6 頁) 最終頁に続く		

(21) 出願番号	特願2003-67334 (P2003-67334)	(71) 出願人	597086195 株式会社 メナック 静岡県志太郡大井川町下小杉354番地
(22) 出願日	平成15年2月5日(2003.2.5)	(72) 発明者	松下 憲道 静岡県志太郡大井川町下小杉354 株式会社メナック内
		Fターム(参考)	2E142 AA01 AA03 AA04 AA05 DD23 DD27 EE05 GG02 JJ05 MM06 NN01

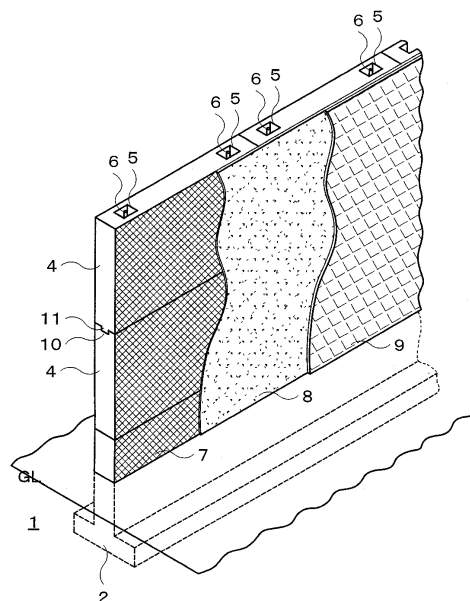
(54) 【発明の名称】 発泡合成樹脂板による塀構築法

(57) 【要約】

【課題】 コンクリートブロックや石材等の代わりに発泡合成樹脂板を用いることにより、軽量化や施工の容易性等を図ることができる、発泡合成樹脂板による塀構築法を得る。

【解決手段】 塀を構築すべき基礎コンクリートの立上げ部の上面又は捨てコン上に配設したコンクリートブロックの上面に、基礎コンクリート又は捨てコンより立ち上がった鉄筋を挿通するための補強孔を形成した発泡合成樹脂板を所望の高さにまで積み上げ、該補強孔内にコンクリートを打設して補強を行う。そして、前記基礎コンクリートの立ち上げ部又はコンクリートブロックの地上部側面と発泡合成樹脂板の表面全体にラス網の貼付及びモルタル等の下地材の塗布を行い、外装処理として外壁用化粧材等の塗布を行うことにより塀を構築する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

塀を構築すべき基礎コンクリート(2)の立上げ部の上面又は捨てコン(2')上に配設したコンクリートブロック(3)の上面に、基礎コンクリート(2)又は捨てコン(2')より立ち上がった鉄筋(6)を挿通するための補強孔(5)を形成した発泡合成樹脂板(4)を所望の高さにまで積み上げ、該補強孔(5)内にコンクリート(12)を打設して補強を行い、

前記基礎コンクリート(2)の立ち上げ部又はコンクリートブロック(3)の地上部側面と発泡合成樹脂板(4)の表面全体にラス網(7)の貼付及びモルタル等の下地材(8)の塗布を行い、外装処理として外壁用化粧材(9)等の塗布を行うことにより塀を構築することを特徴とした、発泡合成樹脂板による塀構築法。

10

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、建築構造物として主に住宅の外周部を囲む塀に関し、特に発泡合成樹脂板を用いることにより、軽量化や施工の容易性等を図ることができる、発泡合成樹脂板による塀構築法に関するものである。

【0002】**【従来技術】**

従来、建築構造物として主に住宅の外周部を囲む塀を構築する場合、アルミフェンスやコンクリート板等を支柱に固着して構築する方法や、コンクリートブロック又は石材等をモルタルで接着しながら積み上げて構築する方法等があった。

20

【0003】**【発明が解決しようとする課題】**

上記従来技術における後者の方法は一般的に普及しているが、該方法によれば塀自体の重量が非常に重いため、災害発生時等において塀が倒壊した場合、塀の近辺にいた人が下敷きとなり怪我や死亡事故の発生につながるなどの二次災害の危険性が非常に高いといった問題点があった。また、コンクリートブロック又は石材等を一つずつモルタルで接着しながら積み上げていく作業には熟練を要し、工期も長く掛かってしまうといった問題点があった。更にはコンクリートブロックの表面に外壁用化粧材を塗布して外装処理を行った場合、経年変化に伴いコンクリートブロックの目地に沿ってクラックが発生してしまい、美観を損ねてしまうといった問題点もあった。

30

【0004】

本発明は、以上のような問題点を解決するために成されたものであり、コンクリートブロックや石材等の代わりに発泡合成樹脂板を用いることにより、軽量化や施工の容易性等を図ることができる、発泡合成樹脂板による塀構築法を提供することを目的とする。

【0005】**【課題を解決するための手段】**

上記課題を解決するため、本発明の発泡合成樹脂板による塀構築法においては、塀を構築すべき基礎コンクリートの立上げ部の上面又は捨てコン上に配設したコンクリートブロックの上面に、基礎コンクリート又は捨てコンより立ち上がった鉄筋を挿通するための補強孔を形成した発泡合成樹脂板を所望の高さにまで積み上げ、該補強孔内にコンクリートを打設して補強を行う。そして、前記基礎コンクリートの立ち上げ部又はコンクリートブロックの地上部側面と発泡合成樹脂板の表面全体にラス網の貼付及びモルタル等の下地材の塗布を行い、外装処理として外壁用化粧材等の塗布を行うことにより塀を構築する。

40

【0006】**【実施例】**

本発明の実施例を図を用いて説明する。図1は本発明の発泡合成樹脂板による塀構築法における塀の表面処理方法を示した斜視図である。また、図2は本発明の発泡合成樹脂板による塀構築法における塀の正面図であり、図3は本発明の発泡合成樹脂板による塀構築法

50

における塀の平面図である。

【0007】

まず、図1に示すように塀を構築すべき場所に基礎コンクリート2を設置し、又は図2に示すように塀を構築すべき場所に捨てコン2'を設置し当該捨てコン2'上にコンクリートブロック3を配設する。該コンクリートブロック3の段数は特に限定するものではない。なお、基礎コンクリート2又は捨てコン2'にはコンクリートブロック3及び後述の発泡合成樹脂板4の補強を行うための鉄筋6を予め配設しておく。

【0008】

次に、上記基礎コンクリート2の立ち上げ部の上面又は捨てコン2'上に配設したコンクリートブロック3の上面に、基礎コンクリート2又は捨てコン2'より立ち上がった鉄筋6を挿通するための補強孔5を形成した発泡合成樹脂板4を所望の高さにまで積み上げ、該補強孔5内にコンクリート12を打設して補強を行う。図3の円内に示した図は、該状況を表している。なお、前記発泡合成樹脂板4の大きさや幅等は任意で構わなく、更に材質や硬度も任意で構わない。

10

【0009】

次に、図1に示すように基礎コンクリート2の立ち上げ部又はコンクリートブロック3の地上部側面と発泡合成樹脂板4の外面側及び内面側の両側の表面全体にラス網7を貼付する。該ラス網7にはメタル製やナイロン製及びグラスファイバー製等があり、また、片面に接着剤が予め塗布されているものがあるが、一定の性能を満たすものであれば如何なるものであっても構わない。

20

【0010】

次に、下地処理として上記ラス網7の表面にモルタル等の下地材8の塗布を行う。該下地処理は塀の完成後におけるクラック防止や弾性強度の増大及び後述の外壁用化粧材9の塗布を容易に行うためのものであり、厚さは特に限定しない。また、図1では上述のようにラス網7の貼付後、下地材8の塗布を行っているが、逆の順序であっても構わない。

【0011】

最後に、外装処理として上記下地材8の表面に外壁用化粧材9の塗布を行うことにより塀を構築することができる。該外壁用化粧材9は住宅の外壁塗装に使用する無機質樹脂塗料が好適であるが、化粧材であれば如何なるものであっても構わない。塗布の方法も、コテ仕上げやエンボス模様を有したローラーによるローラー仕上げ又は吹き付け等の方法があるが何れの方法であっても構わない。

30

【0012】

なお、図1に示すように塀を上下2枚の発泡合成樹脂板4を積み上げて構成しているが、これは複数枚に分割することにより風の強い日における作業や補強孔5へのコンクリート12の打設の作業性向上を図るためである。また、下段の発泡合成樹脂板4の上面に凹状嵌合部10を配設し、上段の発泡合成樹脂板4の底面に凸状嵌合部11を形成しておけば、該凹状嵌合部10と凸状嵌合部11とが確実に嵌合することができて好適である。更には左右方向においても同様の嵌合部(図示せず)を形成しておけば、同様の効果が得られて好適である。

【0013】

また、図4はデザイン加工を施した一実施例の塀の正面図であり、ラス網7を貼付する前に発泡合成樹脂板4の最上部に波面加工13を施したり、鉄筋6の通っていない部分に窓14を開けることにより、デザイン性を高めることができる。該デザイン加工は、塀自体が発泡合成樹脂製であるため、ヒーター切断機により容易に加工することができる。

40

【0014】

【発明の効果】

以上述べたように、本発明の発泡合成樹脂板による塀構築法により建築構造物として主に住宅の外周部を囲む塀を構築するにすれば、塀の材質としてコンクリートブロックや石材等の代わりに発泡合成樹脂板を用いることにより大幅な軽量化を図ることができ、災害発生時等において二次災害の発生を抑えることができ、更には該軽量化のため施工に当

50

たって熟練を必要とせず容易に施工することができ、工期も短縮することができるという絶大なる効果を奏することができる。また、経年変化に伴うクラックも発生せず、加工も容易なためデザイン性を高めることができるという効果も奏することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の発泡合成樹脂板による塀構築法における塀の表面処理方法を示した斜視図である。

【図2】本発明の発泡合成樹脂板による塀構築法における塀の正面図である。

【図3】本発明の発泡合成樹脂板による塀構築法における塀の平面図である。

【図4】デザイン加工を施した一実施例の塀の正面図である。

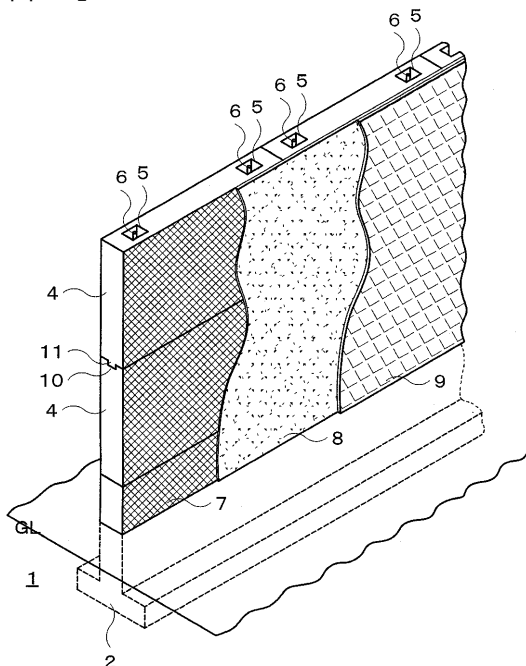
【符号の説明】

10

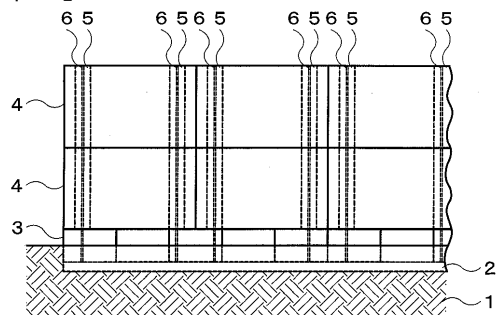
- 1 地面
- 2 基礎コンクリート
- 2' 捨てコン
- 3 コンクリートブロック
- 4 発泡合成樹脂板
- 5 補強孔
- 6 鉄筋
- 7 ラス網
- 8 下地材
- 9 外壁用化粧材
- 10 凹状嵌合部
- 11 凸状嵌合部
- 12 コンクリート
- 13 波面加工
- 14 窓

20

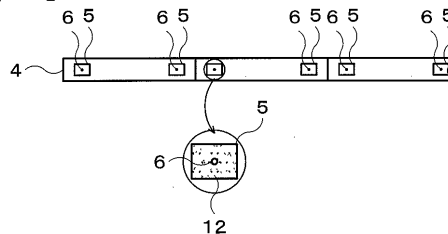
【図1】



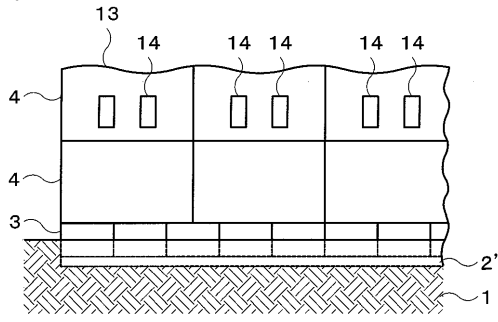
【図2】



【図3】



【 図 4 】



フロントページの続き

(51) Int.Cl.⁷

F I

テーマコード(参考)

E 0 4 C 1/10

H